

学生・教職員のみなさま

活動指針「レベル1.5 制限（中①）」における対処方針

1 授業について

活動指針「レベル1.5 制限（中①）」

『対面授業を基本とする。必要に応じて遠隔授業を実施する。』

※詳細については、「活動レベル変更に伴う11月1日からの授業形態について（通知）」を確認してください。

2 課外活動等について

活動指針「レベル1.5 制限（中①）」

『大学が許可した活動のみ可能とする。』

- (1) 活動には活動計画書、大会参加計画書等を提出して、大学の許可を受ける必要があります。
- (2) 今後の感染状況により、新たに緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用となった区域内を会場等とする試合、合宿、練習・練習試合及び課外活動は、大学の公認・非公認に関わらずこれを禁止します。
- (3) 部活動及び課外活動に伴う打ち上げ等は自粛してください。

※詳細については、「課外活動における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を順守し、保健センターの指示に従ってください。

3 感染防止策の徹底

「三つの密を徹底的に避ける」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことはもちろんのこと、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場所に行くなどの感染リスクの高い行動を慎む等、自覚ある行動を取ってください。

令和3年10月20日

新型コロナウイルス感染症等対策本部